

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
日本代表選手選考規定

日本代表選手選考規定は次の様に定める。

- (1) 日本代表選手を決定する場合は、強化指定選手の中から日本代表監督が推薦を行い、選手兼任ではないコーチ陣、強化担当で構成される代表選手選考委員会で過半数の合意を得て、日本代表候補案を作成する。代表選手選考委員会は強化担当部署がこれを主催する。
- (2) 理事会は 強化担当部署作成の日本代表候補選手案を審議し、代表選手を決定する。
- (3) 代表選手選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

2013年5月31日改定

2016年2月18日改定

2020年6月1日改定